

# 市民オンブズ岡崎

ホームページ

<https://onbuds-okazaki.org/>

NO.132

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内  
「市民オンブズ岡崎」

TEL(0564)53-7857 FAX53-8038

Email [m039asihara@yahoo.co.jp](mailto:m039asihara@yahoo.co.jp)

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2023. 6. 12

## 自治会（町内会）の 在り方が問われています

5月例会で学区総代会の話題が出ました。ある学区総代会が役員手当と活動手当を新設したのですが、所属町内会の会員には何も相談なく、総代会の会議で勝手に決め、その原資を各町内会に求めているそうです。

岡崎市市民協働推進課 HP を見ると、そもそも町内会は「町内会は、一定の地域内に住む人々が、それぞれ自分たちの自由な意思によって結成する任意の団体です。岡崎市では町内会の代表者を「総代」と呼び、各町内会の中で組長などの役員を互選して、さまざまな活動を行っています。」とあります。そしてその総代を会員とする「岡崎市総代会連絡協議会」が作られており、ここを通して「岡崎市から業務（市政だよりの配布など）を受託し各町内会へ委託料を支払ったり、会員名簿の作成や会議・研修会の開催、市との連絡調整などを行っています。岡崎市役所内（市民協働推進課）に事務局を置いています」とあります。

委託料は連絡協議会から町内会に世帯数に応じて配分されることになっていて、町内会の通帳に入金されます（当オンブズが改善を求める前は総代個人名義の通帳に入金さえたり、町内会の会計に反映されなかったりしていました）。そして町内会の会計報告では必ず記載することになっています。

岡崎市市民協働推進課に問い合わせたところ、「岡崎市総代会連絡協議会」の役員の報酬等は支給されていないということです。

なぜある学区総代会では役員報酬を出したり、活動手当を支給することを決めたのでしょうか？疑問が残ります。

ちなみに、各町内会では活動に伴う出費もあるだろうと、役員手当は出されているように見受けられます。（横道にそれますが、名称はともかく報酬を受け取ったときは、所得税法により申告しなければいけないことになっていますが、申告されているのでしょうか？脱税になってしまわないか、心配をしてしまいます。）二重に手当を貰うことになっていないのでしょうか？

「岡崎市総代会連絡協議会」HP では「岡崎市総代会連絡協議会では、明るく住みやすい岡崎市のまちづくりを推進するため「市民活動への積極的な協力と参加」「防災活動の推進」「防犯活動の推進」「交通安全の推進」「地域福祉活動の推進」「行政との協働による安全で美しいまちづくりの推進」の6つの活動方針に基づき、日々取り組んでおります。

岡崎市には、556の町内会があり、加入率は全国的にも高い水準を維持しています。このような

高い加入率を誇っているのは、地域住民の皆様方の多大なるご協力の賜物であると思っております。

「地域に住む住民が、お互いに手を取り合い、連帯感を持って、自分たちの住むまちを、より良くしていくため、町内会の活動はより重要なものになると思います。」

このように掲げられているにもかかわらず、ある学区総代会が町内会の人たちに諮らずに、役員報酬などを決めてよいはずはありません。各町内会の人々に周知して同意を得たいものです。

なお、町内会支出について、2点指摘しておきたいと思います。

まず1点は、町内会の会計から**神社への支出**です。町内会の人の中に神社崇拝を望んでいない人もあります。表立って反対する人が少ないだけです。たとえ地域の方々の多くが崇拝する氏神であっても、町内会組織とは別の奉賛会組織を作り、その活動とすべきです。町内会の会計から支出している町内会に**再考を求めます**。

2点目は、**消防団への支出**です。年度予算から予算を組んでいる町内会があると聞いています。しかし、消防団員は岡崎市消防本部から常勤職員として年額いくらかの報酬が支給されています。更に各消防団員が実際に出動した場合には別に出動手当が出ています。（実際の消火活動だけでなく、出初式、閲兵式、歳末防火月間のPR活動もでています。）どのような名目で各町内会は出しているのでしょうか？合理性はあるのでしょうか。**再考を求めたい**と思います。

## 岡崎市消防本部が毎日新聞アンケートに答えた回答

### 情報公開請求してわかったこと

#### ① 2020年4月1日時点の消防団の定数と実人数

定数 1517人 実人員 1481人

#### ② 年報酬と手当額

消防団員の報酬 年額 36,500円（ただし条例では、団長は82,500円、副団長は69,000円、部長50,500円、副部長45,500円、班長37,000円）

手当 災害出動4時間まで2,700円、4時間越えから8時間まで4,800円、8時間越え7,000円、警戒出動および訓練出動2,300円、ポンプ整備430円

#### ③ 報酬、手当に支払方法

団員の個人口座に直接振り込み

#### ④ 個人以外の場合は、その理由（該当しない）

#### ⑤ 団人の出動履歴の把握について

出動報告書によって出動履歴を把握しデータベース化しており、それに基づいて費用弁償しているが、（活動実績のない団員に休退団を促したり、年報酬を支給しないなど）他の利用は実施していない。

#### ⑥ 団員の出動状況はどのように確認しているか。

災害現場等で人員報告を受け、後に提出される出動報告書と照らし合わせている。

#### ⑦ 2018年度、19年度で訓練などの活動に参加していないとみられる団員は何人いるか。

2018年度 基本団員11人（年度途中退団者2名）、機能別団員37人

2019年度 基本団員19人（年度途中退団者11名）、機能別団員39人

18～19年度の2年間にわたって活動履歴がない人数 基本団員3人、機能別団員36人

#### ⑧ 転勤や病気などの理由から活動していないとして、一定期間を過ぎた場合、休団などを促す

制度はあるか  
ない。

⑨ 退団者数

2018年度 114人

2019年度 103人

⑩ 報酬、手当の予算

2018年度 報酬 58,381,000 円、手当 33,375,000 円

2019年度 報酬 58,381,000 円、手当 33,568,000 円

⑪ 報酬、手当の予算は国の地方交付税を充てているか。

充てていない。

## 岡崎市上下水道審議会で水道料金の値上げが審議されています。その次に下水道料金の値上げも。

水道料金の値上げについて、耐用年数の到来による配管替えや耐震補強、資材等の値上げなどやむを得ない事情があることは理解できるのですが、今後の支出見込み額の推移等は審議委員を誘導するためなのか、あまりにも作為的なグラフを用いています。また、料金体系の変更については、企業等の大口利用者（口径の大きな配管利用）の使用料金の逦増度を下げよう求めています。その結果、小口利用者は大幅な値上げが予想される半面、大口利用者は値下がりすることも見込まれ、格差拡大が危惧されます。

審議会の詳しい内容は新議会 HP にありますので、興味のある方はのぞいてみてください。また、審議会は原則公開なので、傍聴することも出来ます。下記日程表を参考にしてください。Facebook「水道民営化を考える in 岡崎」にもありますので、ご覧ください。

審議会の日程(案)

資料1

| 年度  | 回数       | 日付       | 事業 |                                    | 審議内容                                     |
|-----|----------|----------|----|------------------------------------|--|
|     |          |          | 水道 | 下水道                                |  |
| 4   | 第1回      | R4年7月27日 | ○  |                                    | 諮問 「適正な水道料金のあり方について」                     |
|     | 第2回      | R4年10月5日 | ○  |                                    | — 施設見学（男川浄水場）                            |
|     |          |          | ○  |                                    | 審議① 適正な水道料金のあり方について（水道料金の算定方法）           |
|     |          |          | ○  |                                    | 審議② 適正な水道料金のあり方について（本市が目指す投資事業の内容）       |
| 第3回 | R5年1月25日 | ○        |    | 審議③ 適正な水道料金のあり方について（本市が目指す投資事業の内容） |  |
| 5   | 第4回      | R5年4月19日 | ○  |                                    | 審議④ 適正な水道料金のあり方について（財政収支計画の概要）           |
|     | 第5回      | R5年5月17日 | ○  |                                    | 審議⑤ 適正な水道料金のあり方について（料金体系案の検討）            |
|     | 第6回      | R5年6月28日 | ○  |                                    | 審議⑥ 適正な水道料金のあり方について（料金体系案の検討）            |
|     | 第7回      | R5年7月26日 | ○  |                                    | 審議⑦ 適正な水道料金のあり方について（答申書案の審議）             |
|     | 第8回      | R5年8月25日 | ○  |                                    | 報告 水道事業経営戦略の概要、下水道事業経営戦略・ストックマネジメント計画の概要 |
|     | 第9回      | R6年1月24日 | ○  | ○                                  | 報告 水道事業経営戦略の概要、下水道事業経営戦略・ストックマネジメント計画の概要 |
| 6   | 第10回     | R6年7月    |    | ○                                  | 審議① 適正な下水道使用料のあり方について                    |
|     | 第11回     | R6年10月   |    | ○                                  | — 施設見学                                   |
|     |          |          |    | ○                                  | 報告 農業集落排水事業経営戦略の概要                       |
|     | 第12回     | R6年11月   |    | ○                                  | 審議② 適正な下水道使用料のあり方について                    |
|     | 第13回     | R7年2月    |    | ○                                  | 審議③ 適正な下水道使用料のあり方について                    |
| 7   | 第14回     | R7年5月    |    | ○                                  | 審議④ 適正な下水道使用料のあり方について                    |
|     | 第15回     | R7年7月    |    | ○                                  | 審議⑤ 適正な下水道使用料のあり方について                    |
|     | 第16回     | R7年8月    |    | ○                                  | 審議⑥ 適正な下水道使用料のあり方について（答申書案の審議）           |
|     | 第17回     | R7年10月   |    | ○                                  | 報告 下水道事業経営戦略の概要                          |
|     | 第18回     | R8年2月    | ○  | ○                                  | — 4年間のまとめ                                |

## 市民オンブズ岡崎の例会案内

7月4日（火）PM7時00分～

りぶら（岡崎中央図書館）102A会議室

## 以降の例会案内

8月1日（火）PM7時00分～

9月5日（火）PM7時00分～

りぶら（岡崎中央図書館）102A会議室

